

外国人技能実習機構 広島事務所からのお知らせ

外国人技能実習機構の役割、業務内容

外国人技能実習機構（以下「機構」といいます。）は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、機構広島事務所では、以下の業務を行っています。

詳細は、下記の各担当課へお問い合わせください。

指導課	・ 監理団体及び実習実施者に対する検査等に関する業務 (連絡先：082-207-3126)
認定課	・ 技能実習計画の認定申請等に関する業務 ・ 実習実施者の届出等各種届出に関する業務 (連絡先：082-207-3123)
援助課	・ 技能実習生からの相談、申告に関する業務 ・ 実習先変更支援に関する業務 (連絡先：082-207-3029)

技能実習生向け相談窓口のご案内

機構広島事務所では、ベトナム語及び中国語の通訳人を配置して相談業務を行っています（ベトナム語：毎週木曜日／中国語：毎週火曜日、10:00～16:00）。

ベトナム語及び中国語以外の言語においても通訳人を介した相談対応ができますので、電話予約をお願いします。

☎082-207-3029 9:00～17:00(土日祝、年末年始を除く)

機構では、上記のほか、以下の取組を行っています。

◆母国語相談ホットライン

<https://www.otit.go.jp/files/user/210331-1.pdf>

各言語の連絡先（フリーダイヤル）など
詳細はこちら（機構HP）



- 技能実習生からの様々な相談に対して母国語（8言語：ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語及びミャンマー語）で対応しています。
- 相談は、電話（通話料金は無料（フリーダイヤル））のほか、メールや手紙でも受け付けています。

◆技能実習SOS・緊急相談専用窓口

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/sos.pdf>

各言語の連絡先（フリーダイヤル）など
詳細はこちら（機構HP）



「母国語相談ホットライン」の各言語のフリーダイヤルに電話をかけ、アナウンスの後に「1」番を押すと、緊急案件（暴行、脅迫、その他人権を侵害する行為など）として相談を受け付けます。

そのほか、実習実施場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する相談・情報提供を、機構HP上の情報提供窓口（*）で受け付けています。

（*）https://www.otit.go.jp/koueki_tsuhou/



広島事務所 住所：広島市中区大手町3-1-9広島鯉城通りビル3階

電話（代表）：082-207-3123

担当区域：広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県

技能実習制度の適正な運用にご理解とご協力をお願いします

技能実習生が必要な技能を修得等するためには、適正かつ良好な就労環境の維持・改善が欠かせません。監理団体や実習実施者の皆さまには守らなければならないルールに配慮していただき、適正な技能実習制度の活用をお願いします。

◇ 基本的労働条件等の確保・改善

賃金・労働時間・休日・休暇等の基本的な労働条件について、労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令の遵守徹底を図るほか、報酬の額が同種の作業を行う日本人労働者の報酬の額と同等以上であることや適切な宿泊施設を確保する等の技能実習関係法令の遵守徹底を図ることが必要です。

◇ 人権侵害行為の禁止

監理団体や実習実施者による人権侵害行為は、技能実習制度の許可等の取消事由となります。

具体例) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の各種ハラスメントやこれらと同等の行為
いじめ・いやがらせ
妊娠出産を理由とした解雇・雇止めや帰国を促す行為 等

◇ 技能実習体制の整備

技能の修得等が適切に行われるよう、実習実施者における指導体制の整備や監理団体における適切な監査指導の実施が必要です。

外国人技能実習 適正実施マニュアル

<https://www.otit.go.jp/files/user/240516-100.pdf>



全文はこちら（機構HP）



妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

（監理団体・実習実施者の皆様へ）

<https://www.otit.go.jp/files/user/230406-101.pdf>



詳細はこちら
（機構HP）

妊娠中の技能実習生のみなさんへ

<https://www.otit.go.jp/files/user/230406-102.pdf>



技能実習生に対するその行為は人身取引です

<https://www.otit.go.jp/files/user/技能実習生に対するその行為は人身取引です.pdf>

暴力、脅迫、監禁のほか、怒鳴る、殴りかかろうとするなどの手段で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に違反して働かせる行為も該当する可能性があります。



詳細はこちら
（機構HP）

日本語教育教材／日本語教育アプリのご案内



（機構HP）

アプリのダウンロードは
こちら



機構では、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習に必要な日本語教育教材を機構HP(*)上で提供しています。また、技能実習生の適切な技能の修得等を目的として、日本語教育アプリ「げんばのにほんご」を配信しています

(*) <https://www.otit.go.jp/kyozai/>

- アプリ無料（インターネット接続によるデータ通信が必要、その際の通信料は利用者負担）
- 8か国語対応（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、フィリピン語及びミャンマー語）



活用イメージ

技能実習生手帳アプリのご案内



（機構HP）

アプリのダウンロードは
こちら



機構では、技能実習生手帳（日本での日常生活に役立つ情報等を解説）をアプリ化し、アプリ限定の機能として、プッシュ通知により、母国語相談窓口、災害情報、大使館検索及びアプリ共有を設けています。

- アプリ無料
- 9か国語対応（ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語及び英語）



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舍）
- ・労働関係法令（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・労働災害
- ・結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・申告制度
- ・税金（所得税・住民税）
- ・技能実習が困難になったとき
- ・各種相談窓口
- ・外国人技能実習制度の概要